

仲介手数料0円空き家バンク

制度概要

氷見市では、令和6年能登半島地震により被災し住家が確保できない人や移住者を対象に、令和6年3月から「仲介手数料0円空き家バンク（空き家とその敷地を合わせて売買価格250万円以下の物件）」を開設しています。

通常、成約したときに売却者と購入者の双方が、仲介した宅地建物取引業者に対し、仲介手数料を支払う必要がありますが、ここに掲載している物件については、仲介手数料が無料になります。（市から取引業者に対し、登録時10万円、成約時20万円の報奨金を交付します。）

① 物件を売却したい人（登録の要件と手続き）

- 1 **市内の空き家**（一戸建て専用住宅。今後使用見込のないものを含む）**とその敷地を合わせて250万円以下の物件**を、**仲介手数料0円空き家バンクに5年間登録し、②の購入者と成約**
- 2 住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅でない
- 3 所有権以外の権利が設定されていない
- 4 **宅地建物取引業者に仲介または代理を依頼し、取引業者から仲介手数料0円空き家バンクの登録を市（移住定住推進課）へ申し込む**

② 物件を購入したい人（購入できる要件と手続き）

- 1 令和6年能登半島地震による**市内在住の被災者**
「り災証明書」で全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊の認定を受けた人
もしくは市から応急住宅の提供を受けている（いた）人
- 2 市外からの**移住者（予定を含む）**
転入日から2年以内もしくは物件購入後1年以内に転入予定の人
- 3 売却者・宅地建物取引業者の代表者と3親等以内の親族でない人
- 4 **希望の物件があれば、氷見市IJU応援センター（0766-54-0445）へ問い合わせる**

③ 宅地建物取引業者

- 1 売却者と購入者から**仲介手数料を受け取らない**（宅地建物取引業法第46条の報酬）
- 2 氷見市暴力団排除条例第2条第2号、第3号に該当しない
- 3 売却者・購入者と3親等以内の親族でない
- 4 仲介手数料0円空き家バンクに**登録手続き・報告書類提出**
- 5 **成約時に報告書類を提出**

④ 提出いただく書類

【登録時】

- 1 氷見市空き家情報バンク登録申込書
(氷見市空き家情報バンク制度要綱 様式第1号)
→ ※氷見市仲介手数料0円空き家バンクへの登録を含む
- 2 氷見市仲介手数料0円空き家バンク登録報告書
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第1号)
- 3 登録する空き家及び敷地の所有者が確認できる書類
- 4 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書 (宅地建物取引業者用)
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第2号)
- 5 誓約書兼個人情報の取扱い等に関する同意書 (所有者用)
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第3号)
- 6 その他必要な書類

【成約時】

- 1 氷見市仲介手数料0円空き家バンク成約報告書
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第4号)
- 2 売買契約書の写し
- 3 **〔購入者が被災者の場合〕**
り災証明書 (半壊以上) 又は応急住宅の提供を受けたことを証する書類
- 〔購入者が転入者の場合〕**
転入が確認できる書類 (住民票) 及び転入の日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかったことを証する書類 (戸籍附票など)
- 〔購入者が転入予定者の場合〕**
転入確約書 (購入者用)
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第5号)
住民票
購入日の前日から起算して直前に1年以上氷見市に居住していなかったことを証する書類 (戸籍附票等)
- 4 誓約書兼個人情報の取扱いに関する同意書 (購入者用)
(氷見市空き家等流通促進報償金交付要綱 様式第6号)
- 5 その他必要な書類

⑤ その他

- 1 報奨金の交付は、1物件あたり登録時及び成約時のそれぞれ1回限り
- 2 バンク登録後5年で削除 (空き家情報バンクへの再登録は可能)
- 3 5年以内の取下げ・抹消 (要件に合わない成約による)、要件違反・不正行為などがあった場合は報奨金を返還

お問い合わせ

氷見市移住定住推進課

☎0766-74-8075

E-mail : ijuteiju@city.himi.lg.jp